

速報第3737号 R5. 11. 27発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	5年 文教委員会 11月27日	質 問 者	広田 まゆみ 委員 民主・道民連合 (札幌市白石区)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 外国人児童生徒等の日本語教育とグローバル教育の在り方について (一) 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状について 1 北海道の公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の推移などについて 令和4年度文科省のデータでは、全国的には、日本語を母語とせず、日本語指導が必要な児童生徒が、約10年間で1.8倍増となりました。北海道の推移はどのようになっているのかがあります。 また、日本語教育を必要とする子どもたちの国籍なども多様化しており、同時に日本語教育の必要な児童生徒の集住化と同時に、散在化の傾向が見られることも全国的に指摘されています。広域分散になっております北海道の各市町村における日本語教育を必要とする児童生徒の状況をうかがいます。 また、多文化共生を推進する団体などに聞きますと、自治体によっては、一定数のコミュニティができてきている地域がある一方で、かなりの数の児童生徒が住んでいる地域も想定されますけれども、そうした市町村自治体それぞれの課題についてうかがいます。</p> <p>2 公立高等学校における受け入れ状況について 公立高校における帰国・外国人生徒に対する入学選抜の状況や、特定枠の設定状況なども含めて、北海道における現時点での受け入れ状況を伺うとともに、今後、どのように対応する考えか、伺います。</p> <p>3 日本語教育に関する現在の道教委におけるとりくみの実施状況について 先ほどの小中に関する部分のところでいきますと、例えば、多くの市町村で児童生徒の母語によっては地域に指導者がいないことなど、なかなか多くの課題があると。道立高校の方では出願の手続きについて特別な配慮を行う等、丁寧な対応をしているところの説明でありました。 道においては、日本語教育の所管が、国際課となっています。各県の状況を調べてみますと教育委員会がしっかりと所管をしている県もあるわけです。 文科省においては、日本語指導担当教員を配置をする、児童生徒が1～2名と散在する状況の場合はICTの活用を通じて指導体制の充実を図ること。 そして、日本語指導補助者や、母語支援員などを地方自治体が配置する際の支援制度などがあると承知をしています。 さらに、文科省が言うには、チーム学校として地域のボランティア団体との連携や、教員養成大学との連携、外国人児童生徒教育アドバイザーも活用して「外国人児童生徒教育を行う教師の養成・研修モデルプログラム」の普及も求められていると。文科省の方では「地域の方にこうやれと言っていますよ」と言っていますが、外国人児童生徒等への日本語教育に関し、道教委としてのこれまでのとりくみの実績をうかがいます。 あわせて、道教委がこれまで以上により主体的に</p>	<p>(義務教育課長) 日本語指導が必要な児童生徒の状況についてであります。文部科学省の調査では、本道の公立小・中学校、高校、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年度241人で、平成24年度の101人から、10年間で約2.4倍となっております。 令和3年度における市町村別の状況は、39市町村の小・中学校に計213人が在籍し、その内訳は、札幌市92人、帯広市16人、千歳市15人、小樽市11人、他の35市町村が10人未満となっております。 また、高校と特別支援学校は、11の市町に所在する学校に28人が在籍しており、これら241人の母語は20言語以上となっております。 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する多くの市町村では、児童生徒の母語によっては、地域に指導者がいないことや、日本語指導を行うための特別の教育課程の編成や学習評価について、児童生徒との十分なコミュニケーションが図れないなどにより、実態把握を行うことが難しいなどの課題があると承知しております。</p> <p>(学力向上推進課長) 公立高校における受け入れ状況についてであります。札幌市立を除く公立高校においては、帰国・外国人生徒のみを対象として募集人員を定める特別定員枠は設けずに、日本語指導が必要な出願者に対しては、要望を踏まえた上で、必要に応じて特別な配慮を行うこととしております。こうした中、令和3年度と4年度は2名、令和5年度は8名を対象にルビが振られた学力検査問題の使用や、面接における英語教員のサポートなどを行ったところでございます。道教委としては、引き続き、入学選抜において、生徒の実態を踏まえ、ニーズに合った特別な配慮を行うとともに、中学校等における帰国・外国人生徒の進路指導の参考となるよう、出願資格や出願の手続き等について、中学校等の教員を対象とした説明会における丁寧な説明を行うほか、海外在住の生徒の参考となるよう、ウェブページにリーフレットを掲載するなどし、広く周知してまいります。</p> <p>(義務教育課長) これまでの取組等についてであります。道教委では、日本語指導が必要な児童生徒への支援体制の構築を目的として、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を平成29年度から実施し、 ・日本語指導担当教員の資質向上のための研修 ・携帯型通訳デバイスの貸出 ・日本語指導協力者の募集・派遣 などに取り組んでまいりました。 こうした取組を進める上での課題としては、日本語指導を必要とする児童生徒は文化的な背景や生活習慣、日本語の能力など必要な支援が異なることから、各学校において子ども一人一人に適切な指導や支援が行われるよう、受け入れ市町村や学校のニーズを踏まえたきめ細かな支援が必要と認識しております。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p> <p>学力向上推進課 (高校教育課)</p> <p>義務教育課 高校教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>とりくみを進めていくとしたら、どんな課題があるのか、課題認識もあわせてうかがいます。</p> <p>(指摘) 各学校において適切な指導や支援が行われるという御答弁だったんですけども、結果としてこれまでいろんな議論をさせていただいて、ICT支援員のことでもそうですし、不登校対策のことでもそうですし、現実にはその散在する地域にそういう人材がなかなか確保できないという大きな課題がありましたので、そこはその広域自治体としていろんな施策と併せて、知事が大変力を入れていらっしゃる地域おこし協力隊の制度も含めて、しっかりその人材確保を広域自治体の道として幅広く展開していく必要があるのではないかとこのことを指摘させていただきたいと思っております。</p> <p>4 教育推進計画における位置づけについて そこで、北海道教育推進計画の位置づけについてで伺いたいと思いますが、この教育推進計画の中に、外国人児童生徒の日本語教育に関して明確な方向性の記載が足りないと思います。 教育推進計画の中に、よりしっかり位置づけるべきではないかと思いますが、道教委として、外国人児童生徒等に対する日本語教育の意義を、どのように認識し、今後どのように取り組もうとする考えなのか、伺います。</p> <p>(指摘) まだそれほど、私が想定したよりも数が少ないというところ、この教育推進計画の中で「学びのセーフティネットの構築」の部分で今答弁がありました、「方向性」には外国人の日本語教育は全く書かれていなくて、この「主な取組」の中の「学びの機会の保障」の部分で「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導に向け、教員を対象とした研修や優れた事例の提供など、市町村教育委員会や学校の取組の支援する」と書いてあるだけで、大変ちょっと弱いのではないかと思います。 この日本語を母語としない人たちに対して、特に義務教育においてはどうか対応するかについて、国際人権規約上の日本の、地域の文化度の指標になると思っていますので、しっかり位置付けていただきたいと思います。</p> <p>(二) グローバル教育の在り方について 1 グローバル教育についての定義と課題について そうした観点からですね、グローバル教育の在り方について伺っていききたいというふうに思います。 現在のグローバル教育、道の教育推進計画や関連施策を見ますと、現時点では、グローバル教育は、ある意味、外に人材を輩出していくための教育という位置付けに見えます。 北海道から世界で闘える人材、世界をけん引する人材を輩出する教育も大変必要かもしれませんが、それは公教育というよりも、さらにその上のところで、もっと必要になるのかもしれないというふうに考えています。 私としては、北海道のこれからのグローバル教育とは、北海道の地域全体を国際化するための教育、世界中の人々を北海道に招き入れるための教育、学びの場が保障されるべきではないかと考えます。 世界を見て、世界と繋がりがながらも、言い方は極端になりますが、地方を捨てる人材ではなく、地方を育てる人材育成が必要なのではないでしょうか。このまま従来型の「知識・学力」重視の教育をいくら一生懸命やっても、いわゆる学力優秀な子は</p>	<p>(総務政策局長) 教育推進計画での位置付けなどについてであります。道教委では、帰国児童生徒を含めた外国人の児童生徒に対し、学校生活への適応を図るなどの適切な指導を行う必要があるものと認識しております。 このため、本年3月に策定した「北海道教育推進計画」におきまして、「学びのセーフティネットの構築」として「外国人の児童生徒等への適切な指導」に向けた取組を明記してございます。 これまで、日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ体制の整備や学校生活への適応に向けた支援、日本語指導の進め方などを解説する手引を作成し、各学校等に周知をしてきておりまして、今後も日本語指導が必要な児童生徒を新たに受け入れる市町村や学校に対して、訪問指導等を行うなどして、道内全ての地域において、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>(学校教育監) グローバル人材の育成についてであります。北海道教育推進計画では、北海道に求められるグローバル人材像を、北海道への誇りと異なる文化への寛容を身に付け、国際社会に貢献する高い志と広い視野を持って、地域や世界の課題解決に向けて、主体的に取り組もうとする意思を持つ人材としておりまして、道教委では、ALT、外国語指導助手や地域の外国人材等を活用した、他国の文化や考え方を理解する取組や、道内大学に在籍する留学生の道立高校への派遣など、異文化交流や多様な価値観に触れる機会の創出に取り組んでおります。 道教委といたしましては、今後、海外との交換留学の充実や、オンラインを活用した交流機会の拡大を進めるとともに、「S-TEAM教育推進事業」において、北海道の生徒と海外の生徒が地域課題の解決について協議をする機会の充実を図るなど、幅広い視野を持ったグローバル人材の育成に取り組んでまいります。</p>	<p>教育政策課 義務教育課 高校教育課</p> <p>高校教育課 義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>ど都会に出てしまい、地域は廃れていくだけではないか。そんな忸怩たる思いというかとまどいを、地域の皆さんからも聞くことがあります。学校が自らの地域を守り育てるような、学びの場となるためにこそ、グローバル教育や他者からの視点や多様性が必要になると、私は考えています。残念ながら、道教委はじめ道全体にその意識が大変低いのではないかと思いますし、あったとしても、その表現が乏しいのではないかと思います。</p> <p>私としては、日本語教育の位置付けを含む、グローバル教育の在り方について、道教委としても、根本的に再構築をする必要があると考えますが、道としては、グローバル教育をどのように定義し、これまでどのように取り組みを行い、今後、どのように取り組むべきと考えるか、現時点での見解をうかがいます。</p> <p>(指摘)</p> <p>今のところ、北海道教育推進計画の中では、国際理解を進めるということで、多文化共生社会の実現に向けて、全ての学校において、国際理解教育を充実させるとともに、異文化交流や多様な価値観に触れる機会を創出するなど、生徒が道内大学の留学生や地域の外国人等と交流する取組を促進するというようなことが、現時点での教育推進計画には書かれています。今、国際課の方が窓口になって、例えば演劇を活用した多文化共生のワークショップ、非言語的なコミュニケーション能力というものも大変必要なので、そういったことも、今、取り組んでいるわけですが、これが結局、通常でいくと札幌近郊だけになるんですよね。そういう、取組だとか情報が届くのが。これがやはり全道一円になるために、どういう道段階、広域自治体の道として連携をとって、そういう資源を、ICTの活用だとかも含めてですね、全道に広げていくのかってというのは、非常に重要だというふうに思います。</p> <p>最後にもうひとつ、指摘として、重ねてではありませんが、今現実には、日本語を母国語としない、公教育の現場を選択していらっしゃる方は、そんなに多くはないわけではあります。これは多分変わらない変化だというふうに思いますので、学びのセーフティネットの構築という観点ではなく、グローバル教育の定義も含めてですね、しっかり、国際課に任せるだけではなく、道教委としても主体的に取り組むよう、指摘を申し上げまして、質問を終わります。</p>		